従三位に叙する
今里　孝義　竹村　壽
従六位に叙する（各通）
堀田　俊三　岩橋　義明　内山　清三　梅津　孝雄
従六位に叙する（各通）（以上三月十四日）
今井　秀信　齋藤　利吉　鈴木　春雄　柳原　榮　八戸　信洋　田中　宏　中村　晃雄　吉村　昭
正七位に叙する（各通）（以上三月十二日）
（警視庁警部）　高屋　彰二　有賀　貞
従五位に叙する（三月十五日）
（一橋大学名誉教授）　山内　利次　宮内　勉　今福　光二　瑞宝中綬章を授ける　植野　利治　尾木　三郎
従四位に叙する（三月十六日）　安達　良平　佐藤　公彦
従五位に叙する（三月十七日）　春日　明久　川越　明　佐藤　博　鳥飼　健統　西尾　豪之
正五位に叙する（三月十八日）　仁田　實　前田　彰三　幕内登貴夫
○叙勲　毛利　兵作　森　健次　吉岡　友春
瑞宝双光章を授ける（各通）　渡邉　清美　渡邉　善照
瑞宝単光章を授ける（以上三月十三日）　藤田　知徳
（警視庁警部）　岩橋　義明
瑞宝単光章を授ける（各通）（三月十四日）　八戸　信洋
瑞宝小綬章を授ける（三月十五日）　高屋　彰二
瑞宝双光章を授ける（三月十七日）　冏部　久盛
花山金一郎　日野　朝雄　岩佐　勇
山田　耕一　吉岡　光宏　田中　宏　中村　晃雄　吉村　昭
旭日単光章を授ける（各通）（三月十一日）　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十二日）
（神戸市議会議員）　植中　進　有賀　貞
旭日小綬章を授ける　瑞宝中綬章を授ける
井上　薫　草間　周平　安達　良平　植野　利治　尾木　三郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十二日）　春日　明久　川越　明　佐藤　公彦
工藤　壽　佐々木一明　佐藤　博　鳥飼　健統　西尾　豪之
旭日双光章を授ける（各通）　仁田　實　前田　彰三　幕内登貴夫
（東京都荒川区議会議員）　毛利　兵作　森　健次　吉岡　友春
竹内　捷美　渡邉　清美　渡邉　善照
瑞宝双光章を授ける（各通）
久富　栄吉　前田　泉造　和田　和　藤田　知徳
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十三日）　瑞宝単光章を授ける（以上三月十三日）
田中　太樫　山本　武治　岩橋　義明
瑞宝小綬章を授ける（各通）　（警視庁警部）
赤池　義孝　大平　健三　川邉　靖雄　八戸　信洋
小杉　高資　手塚　修　瑞宝単光章を授ける（各通）（三月十四日）
西川　良雄　藤田　勝　渡辺　敏夫　高屋　彰二
瑞宝双光章を授ける（各通）　瑞宝小綬章を授ける（三月十七日）
上岡　康憲　置田　明　冏部　久盛
木元　数通　森橋　一男　渡邉　進　瑞宝双光章を授ける（三月十七日）
（愛知県警部）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十一日）
大川　晋一　田中　弘史
瑞宝小綬章を授ける（各通）
芦田　圭一　雨谷　稔　内山昭陽子
坂寄　悦男　俵谷　省三　内藤　博公
新留　清水　新村　雄治　菱木　克已
瑞宝双光章を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の2第2項第1号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第60条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月16日　総務大臣　新藤　義孝

1　訓練の実施期日及び時間　平成25年7月2日（火）から同月4日（木）までの3日間、午前9時から午後4時まで

2　訓練の実施場所　〒185−8795 東京都国分寺市泉町2−11−16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

(1)　受付期間　平成25年4月18日（木）から同年5月17日（金）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成25年5月17日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2)　来庁時の受付時間　午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、合格した無線従事者国家試験の受験地等を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060−8795 北海道札幌市北区北8条西2−1−1 札幌第1合同庁舎
東北総合通信局	〒980−8795 宮城県仙台市青葉区本町3−2−23 仙台第2合同庁舎
関東総合通信局	〒102−8795 東京都千代田区九段南1−2−1 九段第3合同庁舎
信越総合通信局	〒380−8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
北陸総合通信局	〒920−8795 石川県金沢市広坂2−2−60 金沢広坂合同庁舎6F
東海総合通信局	〒461−8795 愛知県名古屋市東区白壁1−15−1 名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局	〒540−8795 大阪府大阪市中央区大手前1−5−44 大阪合同庁舎第1号館4F
中国総合通信局	〒730−8795 広島県広島市中区東白島町19−36
四国総合通信局	〒790−8795 愛媛県松山市宮田町8−5 日本郵政グループ松山ビル6F
九州総合通信局	〒860−8795 熊本県熊本市西区春日2−10−1 熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900−8795 沖縄県那覇市旭町1−9 カフーナ旭橋B−1街区5F

5　その他

(1)　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

(2)　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

(3)　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

(4)　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十五年四月三日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年四月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

兵庫県佐用郡佐用町（広山）の地籍図及び地籍簿

兵庫県佐用郡佐用町（淀の1部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県佐用郡佐用町（大字奥金近の1部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県佐用郡佐用町（大字平松の1部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県佐用郡佐用町（大字口金近の1部②）の地籍図及び地籍簿

兵庫県養父市（大字八鹿町石原の1部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県養父市（大字関宮の1部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県養父市（奥米地の1部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県養父市(大字大屋町大杉・蔵垣の各1部)の地籍図及び地籍簿